

パスカード再交付に関する取扱いについて

平成30年12月10日

学 長 裁 定

(趣旨)

第1 岡山大学(津島地区)構内交通規制等実施要項(平成22年12月1日 学長裁定, 以下「要項」という。)第25条に基づき, 津島地区の入構に係るパスカード(ICカード, 磁気カード)を紛失または破損等した場合の, パスカード再交付の取扱い方法について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2 パスカードを紛失または破損等した者(以下「申請者」という。)は, 要項第14条に定める申請書及び紛失の経緯等に関する理由書(以下「申請書類」という。)を作成して学長に提出するものとする。

(決裁)

第3 学長は, 申請書類を確認の上, 申請者の過失の有無について判断をする。

(過失がない場合)

第4 学長は, 申請者に過失がないと判断した場合, 申請者に無料でパスカードを再交付するものとする。

(過失がある場合)

第5 学長は, 申請者に過失があると判断した場合, 申請者に有料でパスカードを再交付するものとする。

附 則

1. この取扱いは, 平成31年1月1日から適用する。